

平成27年第4回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	4件
条例改正案件	6件
単行案件	5件
補正予算案件	1件
人事案件	4件
計	20件

《条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美唄市職員の再任用に関する条件の一部改正の件

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）の施行に伴い、関係条例について必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

第1条 美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第19号)の一部改正

- ・一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることから、美唄市議会議員その他非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定の改正を行うほか、所要の改正を行うもの。（附則第5条関係）

第2条 美唄市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第3号)の一部改正

- ・一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることから、「特定警察職員等」の定義を定める地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の附則の規定が削除され、同様の内容が厚生年金法（昭和29年法律第115号）の附則に新たに規定されたことに伴い、条例中における法令の引用条項の規定を整備するもの。

（附則第2条関係）

- 施行期日 公布の日。ただし、第1条の規定は、平成27年10月1日か

ら適用する。

※経過措置 その他この条例の施行に関し必要な経過措置を置く。（改正
条例附則第2項、第3項及び第4項）

〈条例制定案件〉

◆美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の公布に伴い、平成28年1月1日から利用が開始される特定個人情報について、その利用に必要な内容について、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 市の責務

第4条 個人番号の利用範囲

第5条 特定個人情報の提供

第6条 規則への委任

●施行期日 平成28年1月1日

〈単行案件〉

◆第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請の件

美唄市土地開発公社及び職業訓練法人美唄情報開発学園の解散に当たり、第三セクター等改革推進債を活用し、美唄市からの貸付金を清算するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項の規定による地方債の起債に係る許可の申請を行うため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

・起債の限度額 1,264,800,000円

◆財産取得の件（美唄市土地開発公社関係）

美唄市土地開発公社の解散に当たり、求償権の一部を代物弁済として土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

・所在地及び地籍等

美唄市字チャシュナイ 882番1 宅地 7,419.20㎡ 外126筆

合計面積 370,287.05㎡

・取得金額 185,939,174円

- ・ 契約の相手方 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
美唄市土地開発公社
理事長 藤井 英昭

◆ 権利放棄の件（美唄市土地開発公社関係）

美唄市土地開発公社の解散に当たり、美唄市が公社に対し保有する債権を放棄したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

- ・ 権利の相手方

美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
美唄市土地開発公社
理事長 藤井 英昭

- ・ 放棄する権利の内容

相手方の有する債務について美唄市が代位して弁済した額 362,867,000 円と短期貸付金 798,019,209 円を加えた額から、代物弁済として相手方から取得した土地の価格 185,939,174 円と美唄市の公社に対する債務負担残額 438,221,209 円を加えた額を差し引いた額 536,725,826 円の債権。

(市民部)

〈条例制定案件〉

◆ 美唄市消費生活センター条例制定の件

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)の公布により、消費者安全法の一部が改正され、同法第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの設置について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第 1 条 設置
第 2 条 名称及び位置
第 3 条 事業

第 4 条 事業運営の委託
第 5 条 委任

● 施行期日 平成28年4月1日

◆ 美唄市税条例等の一部改正の件

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、市町村が条例で定める事項について、美唄市税条例につい

て必要な改正を行うもの。また、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)が平成27年9月30日に公布されたことから、美唄市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)についても、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

第1条 美唄市税条例(昭和31年条例第7号)の一部改正

1 市税の徴収に関する猶予制度の新設

- ・徴収の猶予関係について、分割納付（納入）の方法等、納付（納入）期限及び納付（納入）金額の変更、申請者への通知などを定めるもの。

（第8条関係）

- ・徴収猶予の申請手続関係について、申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類、申請書の訂正等を行うべき期間などを定めるもの。（第9条関係）

- ・職権による換価の猶予関係について、分割納付（納入）の方法等、猶予を行おうとする際に滞納者に提出させることができる書類などを定めるもの。（第10条関係）

- ・申請による換価の猶予関係について、分割納付（納入）の方法等、申請が可能な期間、申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類、申請書の訂正等を行うべき期間などを定めるもの。（第11条関係）

- ・担保を徴する必要がない場合について、猶予に係る金額及び期間などを定めるもの。（第12条関係）

2 公示送達及び市民税の納税義務者についての見直し

- ・法令改正に合わせ引用する字句の整理。（第20条、第26条関係）

3 固定資産税に係る条例で定める課税標準の割合の新設（わがまち特例の導入）

- ・サービス付高齢者向け住宅である賃貸住宅について、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する施設の課税標準の割合の新設。（附則第20条の2関係）

第2条 美唄市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)の一部改正

1 用語についての見直し

- ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（マイナンバー制度）の施行に伴い改正した規定の削除。（第2条関係）

2 市民税の申告についての見直し

- ・市へ提出する申告書の様式に法人番号を記載する事項の追加。（第39条関係）

- 3 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出についての見直し（第53条関係）
 - ・市へ提出する申出書の様式に法人番号を記載する事項の追加。（第61条の2関係）
 - 4 軽自動車の減免についての見直し
 - ・市へ提出する申請書の様式に法人番号を記載する事項の追加。（第91条関係）
 - 5 特別土地保有税の減免についての見直し
 - ・市へ提出する申請書の様式に法人番号を記載する事項の追加。（第134条関係）
 - 6 入湯税についての見直し
 - ・特別徴収義務者の経営申告について、市へ提出する申告書の様式に法人番号を記載する事項の追加。（第161条関係）
 - ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（マイナンバー制度）の施行に伴い改正した規定の削除。（附則第1条関係）
 - ・入湯税に関する経過措置について、法令改正に合わせ引用する字句の整理。（附則第7条関係）
- 施行期日 一部を除き、公布の日

（保健福祉部）

〈条例改正案件〉

◆美唄市保育所条例及び美唄市認定こども園条例の一部改正の件

美唄市立中央保育所、美唄市立西保育所及び美唄市立東保育所の3園を統合し、平成28年4月1日から開園するため、必要な改正を行うもの。

また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（昭和44年法律第64号）の施行に伴い、関係条例について併せて必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

第1条 美唄市保育所条例(昭和45年条例第24号)の一部改正

- ・「美唄市立中央保育所、美唄市立西保育所、美唄市立東保育所」を統合し、新たな保育所の名称を「美唄市立ピパの子保育園」に、位置を「美唄市東2条北2丁目1番1号」に改める（第2条関係）
- ・「定員を150名」に改める。（第3条関係）
- ・「第15条の6の第3項」を「第15条の7第3項」に改める。（第4条関係）

第2条 美唄市認定子ども園条例(平成24年条例第27号)の一部改正

- ・「第15条の6の第3項」を「第15条の7第3項」に改め、「3歳(当該年度の4月1日現在)」を「満3歳」に改める。(第4条関係)
- ・「保育に欠けない児童の保育(以下「短時間保育」という。)は、前条第1項に規定する保育に欠ける児童以外の3歳(当該年度の4月1日現在)から小学校就学の始期に達するまでの児童に対し」を「前条第1項に規定する児童以外の満3歳から小学校就学前の児童の保育(以下「短時間保育」という。)は」に改める。(第5条関係)
- ・「3歳から5歳まで」を「満3歳から5歳まで」に改める。(第8条関係)
- ・「保育に欠ける理由」を「保育を必要とする理由」に改める。(第10条関係)

●施行期日 一部を除き、公布の日。

〈条例制定案件〉

◆美唄市受動喫煙防止条例制定の件

この条例は、たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に関心と理解を高めていく必要があることから、市民、保護者、事業者、施設管理者及び市の役割等を明らかにするとともに、未成年者及び妊産婦を始め、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図るため、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1条	目的	第7条	連携及び協力
第2条	定義	第8条	受動喫煙防止対策
第3条	市の責務	第9条	未成年者への配慮
第4条	市民の役割	第10条	喫煙の中止等の求め
第5条	保護者の役割	第11条	適用除外
第6条	事業者及び施設管理者の役割	第12条	補則

●施行期日 平成28年7月1日

(経済部)

〈単行案件〉

◆権利放棄の件(職業訓練法人美唄情報開発学園関係)

職業訓練法人美唄情報開発学園の解散に当たり、美唄市が情報開発学園に対し保有する債権を放棄したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

・権利の相手方

美唄市西3条南1丁目1番1号

職業訓練法人美唄情報開発学園

清算人 高橋 幹夫

・放棄する権利の内容

相手方の有する債務について、美唄市が短期貸付を行なっていた161,500,000円から、残余財産2,402,126円を差し引いた額159,097,874円の債権。

(都市整備部)

〈単行案件〉

◆桂沢水道企業団規約の一部変更の件

桂沢浄水場更新事業の実施に伴い、桂沢水道事業団への関係市の負担方法を明確化することを目的に、出資に関する規定の整備を行うため、桂沢水道企業団規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。

＜改正内容＞

- ・見出しを「（負担金及び出資金の負担方法）」に改め、「負担金」の次に「及び出資金」を加え、「第2号」を「第3号」に改める。（第14条関係）
- ・第14条第1号の次に「（2）企業団関係市の出資の額又は割合は、出資の目的ごとに企業団関係市の協議により別に定める。」を加える。（第14条関係）

●施行期日 北海道知事への届出の日から施行

(教育委員会)

〈条例制定案件〉

◆美唄市学校教育施設整備基金条例制定の件

旧西美唄小学校の校舎の有償譲渡に伴い、文部科学省通知に基づき、校舎建設の際の国の補助金の返還に代え、学校施設整備のための基金を設置し、補助金相当額の積み立てを行う必要があるため、条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1条 設置
第2条 積立
第3条 管理
第4条 運用益金の処理

第5条 繰替運用
第6条 処分
第7条 委任

●施行期日 公布の日

◆美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件

郷土史料館の利用促進と利用者等の利便性の向上を図るため、必要な改正をするもの。

<改正内容>

- ・特別展示室及び視聴覚室を専用使用する場合の使用料を新設する。(第4条、第5条、別表関係)
- ・専用使用の観覧者の入館料は要さないこととする。(第4条関係)

※別表第2

区分	使用料	
特別展示室	1日につき	910円
視聴覚室	1時間につき	540円

●施行期日 平成28年4月1日

◆美唄市体育センター条例の一部改正の件

体育センターを構成する施設に関する規定を整備するとともに、併せて使用料の見直しを図ることとし、必要な改正を行うもの。

<改正内容>

- ・施設に「体育館(クライミング・ウォール含む。）」、「格技室」及び「弓道場」を加える。(第2条の2関係)
- ・施設ごとの専用使用料の設定及びクライミング・ウォール使用料を新設する。(別表関係)

※専用使用

時間区分 ＼ 使用区分	午前(9:00 ～13:00)	午後(13:00 ～17:00)	夜間(17:00～ 20:45)	全日(9:00 ～20:45)
	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
体育館	620円	620円	930円	7,450円
格技室	330円	330円	500円	3,990円
弓道場	330円	330円	500円	3,990円

※クライミング・ウォールを専用使用する場合は、本表中体育館の使用料の額に次表の使用料の額を加算して徴収する。

午前(9:00～13:00) 1時間につき	午後(13:00～17:00) 1時間につき	夜間(17:00～20:45) 1時間につき	全日(9:00～20:45)
540 円	540 円	810 円	6,420 円

※個人使用

区分	クライミング・ウォール を使用する場合の加算額	クライミング・ ウォール専用回数券
	1 回	回数券(12 枚綴)
小中学生	—	480 円
高校生	50 円	1,670 円
一般	100 円	2,700 円

●施行期日 平成28年4月1日

(消防本部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）の施行に伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・追加費用対象期間のある共済年金（一元化法の規定による傷害共済年金又は遺族共済年金）については、厚生年金と同様に取り扱う。（附則第5条関係）
- ・第18条の2に規定する公務上の災害に係る年金たる損害報償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いるほか、所要の改正を行う。（附則第5条関係）

●施行期日 公布の日。ただし、平成27年10月1日から適用する。

※経過措置 その他この条例の施行に関し必要な経過措置を置く。（改正条例附則第2項及び第3項）

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成27年度美唄市一般会計補正予算(第6号)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市教育委員会委員任命の件

(高橋 泰浄 委員 任期限 平成27年12月23日)

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

(高瀬 謙二郎 委員 任期限 平成27年12月28日)

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

(伊原 潤司 委員 任期限 平成27年12月28日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(後藤 千代子 委員 任期限 平成28年3月31日)

◎議員協議会案件

- ・びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)後期基本計画(案)について
- ・美唄市人口ビジョン(素案)及び美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
- ・美唄市過疎地域自立促進市町村計画(素案)について
- ・第2次美唄市生涯学習推進計画後期基本計画(素案)について
- ・アルテピアッツァ美唄条例の一部を改正する条例(素案)について
- ・第3次美唄市子ども読書活動推進計画(素案)について

日程(予定)

11月20日(金)	28日(土)	6日(日)
21日(土)	29日(日)	7日(月)
22日(日)	30日(月)	8日(火)
23日(月)	1日(火)	9日(水)
24日(火)	2日(水)	10日(木)
25日(水)	3日(木)	11日(金)
26日(木)	4日(金)	
27日(金)	5日(土)	